

諮問日：平成29年10月30日（平成29年度（情）諮問第16号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（情）答申第22号）

件名：水戸家庭裁判所が後見人等に送付した文書等の不開示判断（開示対象外等）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、水戸家庭裁判所長が、別紙記載1及び2の各文書については、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とし、別紙記載3及び4の各文書については、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、水戸家庭裁判所長が平成29年9月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、司法行政文書に当たるものと考えられる。仮に裁判事務に関する文書であったとしても、その分類の文書の中にも開示可能な文書はあるはずで、本件開示申出文書は、開示可能なものである。本件開示申出文書は、告訴した側と告訴された側の裁判結果に反映されるようなやり取りの情報に該当するわけではない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書は、後見等に関する審判がされた場合に、家庭裁判所が、後見等に関する審判を受けた者に告知又は通知をする際に用いる文書の控えと

解される（家事事件手続法74条1項又は122条1項1号）。また、別紙記載2の文書は、裁判所書記官が当事者等に交付する後見等に関する審判の確定証明書と解される（同法47条1項又は6項）。これらの文書は、いずれも裁判事務に関する文書である。

- 2 別紙記載3及び4の各文書の存否を答えることは、苦情申出人について後見等に関する審判事件の係属の有無を開示し、不開示情報である個人識別情報を開示することとなる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月22日 審議
- ⑤ 平成30年2月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで別紙記載1及び2の各文書につき検討すると、苦情申出人が提出した本件開示申出書、本件苦情申出書及び意見書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める文書は、後見等の審判に係る裁判事務に関する文書と解される。そうすると、これらの文書は、司法行政文書とは認められない。

したがって、別紙記載1及び2の各文書は、司法行政文書開示手続の対象とならない。

2 次に、別紙記載3及び4の各文書については、その存否を答えることによって、苦情申出人について後見等に関する審判事件の係属の有無が明らかになるものと認められる。このような情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当するものであることは明らかであり、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

そのほか、苦情申出人は、原判断について種々の不服を述べるけれども、本件の結論に影響すべきものは認められない。

したがって、別紙記載3及び4の各文書について、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした原判断は、妥当である。

3 以上のとおりであるから、原判断については、別紙記載1及び2の各文書は、司法行政文書開示手続の対象とならず、別紙記載3及び4の各文書は、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 後見人（保佐人，補助人）として決定されたという事実を，家庭裁判所から後見人（同上），被後見人（同上）に送付された「告知書」，あるいは「通知書」（裁判所保管の控え）
- 2 その後に，後見人（同上），被後見人（同上）が確定したとして証明する文書
- 3 苦情申出人に関して，誰か後見人（保佐人，補助人も含む。以下「後見人」については同様とする。）として登録がなされているか否かについて記載された文書
- 4 苦情申出人に後見人登録がある場合には，当該後見人登録されている人の名前，住所等の個人情報が記載された文書